

熊本市精神保健福祉審議会傍聴要領

制定 平成24年10月3日健康福祉こども局長決裁

改正 平成25年8月26日障がい保健福祉課長決裁

改正 平成31年1月15日障がい保健福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市精神保健福祉審議会(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券(別紙様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の数の制限)

第4条 熊本市精神保健福祉審議会の会長(以下「会長」という。)は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者が前項の規定に基づき定める数を上回る場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の指示に反する行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不相当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。

2 前項に規定する案件に該当する場合、会長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月15日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

傍聴券

本傍聴券は、当日に限り有効です。
再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市精神保健福祉審議会】